



福島医発第 597 号 (地)
令和 4 年 5 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス追加接種（4 回目接種）開始以降の請求時の編綴方法について

今般、標記について厚生労働省より、日本医師会を通じて別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、4 回目接種の開始に伴い、新型コロナウイルス接種に係る費用請求時の提出書類の編綴方法を令和 4 年 6 月請求分から下記のとおり、接種回数による仕分けから、加算の有無による仕分けに変更する旨、連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

(参考：様式)

- 旧様式：加算を示す医療機関記入欄がない予診票をいう。
- 新様式：加算を示す医療機関記入欄がある予診票をいう。

(参考：編綴方法)

○令和 4 年 5 月請求分まで (変更前)

- ① 市区町村別請求書
- ② 予診のみ (旧様式⇒新様式 (1・2 回目) ⇒新様式 (3 回目))
- ③ 接 種 (旧様式⇒新様式 (1・2 回目) ⇒新様式 (3 回目))

○令和 4 年 6 月請求分から (変更後)

- ① 市区町村別請求書
- ② 予診のみ (旧様式⇒新様式加算なし (接種回数不問) ⇒新様式加算あり (接種回数不問))
- ③ 接 種 (旧様式⇒新様式加算なし (接種回数不問) ⇒新様式加算あり (接種回数不問))

日医発第 382 号（健Ⅱ）
令和 4 年 5 月 19 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナワクチン追加接種（4 回目接種）開始以降の請求時の編綴方法について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は 4 回目接種の開始に伴い、新型コロナワクチン接種に係る費用請求時の提出書類の編綴方法を令和 4 年 6 月請求分から下記のとおり変更する旨、連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

（参考：様式）

- 旧様式：加算を示す医療機関記入欄がない予診票をいう。
- 新様式：加算を示す医療機関記入欄がある予診票をいう。

（参考：編綴方法）

○令和 4 年 5 月請求分まで（変更前）

- ① 市区町村別請求書
- ② 予診のみ（旧様式⇒新様式（1・2 回目）⇒新様式（3 回目））
- ③ 接 種（旧様式⇒新様式（1・2 回目）⇒新様式（3 回目））

○令和 4 年 6 月請求分から（変更後）

- ① 市区町村別請求書
- ② 予診のみ（旧様式⇒新様式加算なし（接種回数不問）⇒新様式加算あり（接種回数不問））
- ③ 接 種（旧様式⇒新様式加算なし（接種回数不問）⇒新様式加算あり（接種回数不問））

（参考）

新型コロナワクチン追加接種（4 回目接種）の体制確保について（その 2）

[（令和 4 年 5 月 9 日付日医発第 326 号（健Ⅱ））](#)

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 17 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）開始以降の請求時の編綴方法について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）」(令和4年4月28日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)にて、更なる追加接種（以下「4回目接種」という。）の方針及び準備に当たって留意すべき事項、5月下旬から接種開始することを想定して、接種券を順次発送することなどをお示ししたところです。

4回目接種の開始に伴い、観点から、編綴の際の予診票の仕分け方法を、接種回数による仕分けから加算の有無による仕分けに変更することとし、別添のとおり各地方公共団体に周知いたしました。

貴会におかれましては、会員に周知いただくとともに、引き続き予防接種の実施について格段のご協力をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 17 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{市 町 村} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）開始以降の請求時の編綴方法について

標記につきまして、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）」（令和4年4月28日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）にて、更なる追加接種（以下「4回目接種」という。）の方針及び準備に当たって留意すべき事項、5月下旬から接種開始することを想定して、接種券を順次発送することなどをお示ししたところです。

4回目接種の開始に伴い、審査支払事務の円滑な実施等の観点から、編綴の際の予診票の仕分け方法を、接種回数による仕分けから加算の有無による仕分けに変更することとしました。

つきましては、令和4年6月請求分からの編綴方法を、旧様式、新様式加算なし（接種回数不問）、新様式加算あり（接種回数不問）の順としますので、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、公益社団法人日本医師会にも情報提供している旨申し添えます。

（参考：様式）

- 旧様式：加算を示す医療機関記入欄がない予診票をいう。
- 新様式：加算を示す医療機関記入欄がある予診票をいう。

（参考：編綴方法）

○令和4年5月請求分まで（変更前）

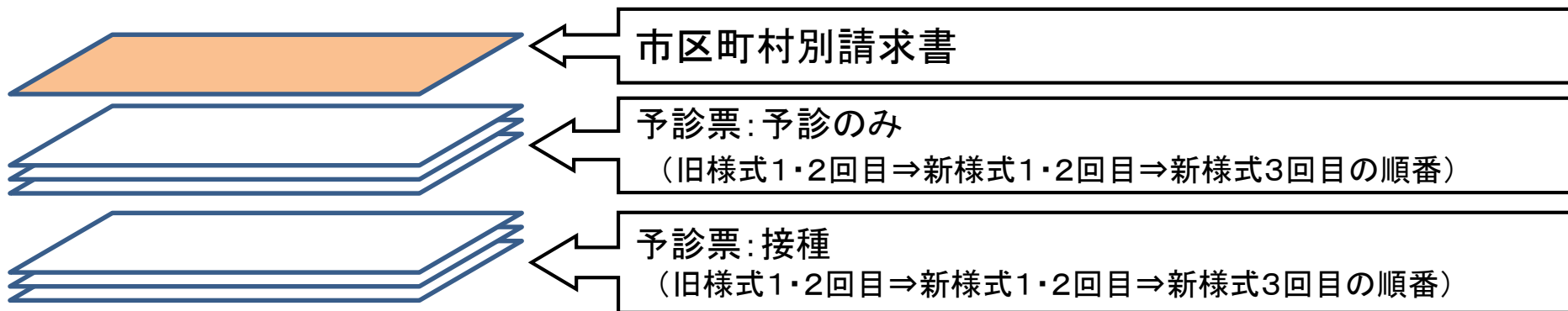
- ①市区町村別請求書
- ②予診のみ（旧様式⇒新様式（1・2回目）⇒新様式（3回目））
- ③接 種（旧様式⇒新様式（1・2回目）⇒新様式（3回目））

○令和4年6月請求分から（変更後）

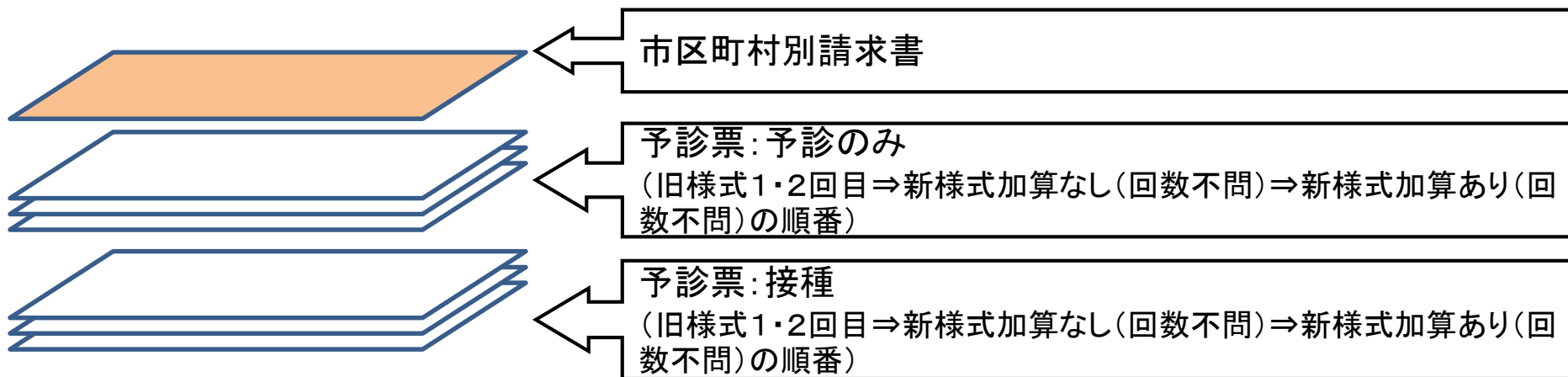
- ①市区町村別請求書
- ②予診のみ（旧様式⇒新様式加算なし（接種回数不問）⇒新様式加算あり（接種回数不問））
- ③接 種（旧様式⇒新様式加算なし（接種回数不問）⇒新様式加算あり（接種回数不問））

医療機関等から国保連合会に請求する際の編綴方法（４回目接種開始以降）

【令和４年５月に請求する分まで】（変更前）



【令和４年６月に請求する分から】（変更後）



※国保連合会において、市区町村別請求書の請求件数と予診票の枚数等を突合する。